

感第542号  
令和7年11月19日

各医療機関 開設者及び管理者 各位

感染症対策課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る  
請求の再開について(通知)

日頃は、本県の感染症行政に御理解・御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分))については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」(令和7年5月21日厚生労働省事務連絡)により、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会(以下「審査支払機関」という。)において、医療機関及び薬局(以下「医療機関等」という。)からの再審査請求を含めた全ての請求が返戻又は保留されているところです。

今般、厚生労働省において公費支援の実施に必要な予算が確保されたことに伴い、令和7年11月14日付で厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課より、今後の取扱いについて事務連絡がありました。(当該事務連絡につきましては、本通知に記載のQRコードからご確認いただけます)

これを受け、これまで審査支払機関において返戻又は保留とされていた法別番号「28」に係る公費支援の請求について、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求が受け付けられることとなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴機関におかれましても、本取扱いに基づき必要なご対応をお願いいたします。

なお、本公費支援の取扱いは令和8年2月請求分までが対象となります。

つきましては、未請求となっている診療報酬明細書(レセプト)等がある場合は、早急に審査支払機関へご請求いただきますよう、重ねてお願いいたします。

※本通知の対象となる公費支援(法別番号「28」)は、令和6年3月31日をもって終了した、新型コロナウイルス感染症の治療薬や入院医療費、宿泊療養に係る医療費等に関するものです。

担当

徳島県保健福祉部感染症対策課

企画・調査担当 中村

電話 088-621-2224

メール nakamura\_eri\_1@pref.tokushima.lg.jp